玄海国定公園普通地域及び佐賀県立自然公園普通地域内における措置命令等に関する処分基準

自然公園法(昭和32年法律第161号。以下「法」という。)第33条第1項及び佐賀県立自然公園条例(昭和55年佐賀県条例第50号。以下「条例」という。)第24条第1項の届出を要する行為のうち、玄海国定公園及び佐賀県立自然公園の風景の保護上、大きな影響を与える可能性のある行為について、法第33条第2項又は条例第24条第2項に基づき、その行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずること(以下「措置命令等」という。)に際してよるべき基準を次のとおり定める。

1) 鉄塔の新築、改築及び増築

高さ30メートルを超える鉄塔は、周辺の広範な地域から極めて望見されやすいため、自然風景に大きな影響を与える場合がある。

このため、次の全てに適合するかどうかについて審査し、風景を保護するために必要があると 認められる場合は、措置命令等を行うものとする。ただし、学術研究その他公益上必要であり、 かつ、届出に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することが困難と認められるものに ついてはこの限りでない。

- ② 当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。
- ② 当該工作物が山稜線を分断する等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
- ③ 当該工作物の色彩及び形態がその周辺の風景と著しく不調和でないこと。ただし、特殊な用途の工作物については、この限りでない。

また、高さ30メートルを超える風力発電施設については、特にプロペラ式の風車を伴う場合、 周辺の広範な地域から極めて望見又は注視されやすく、野生生物に影響を及ぼす可能性があるた め、自然風景に大きな影響を与える場合がある。

このため、次の全てに適合するかどうかについて審査し、風景を保護するために必要があると 認められる場合は、措置命令等を行うものとする。

- ① 以下の規定によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、届出に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することが困難と認められるものについてはこの限りでない。
 - ・当該風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
 - ・当該風力発電施設が山稜線を分断する等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
- ② 当該風力発電施設の色彩及び形態がその周辺の風景と著しく不調和でないこと。
- ③ 当該風力発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該風力発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- ④ 当該風力発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
- ⑤ 野生動植物の生息又は生育上その他の風景の保護上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

また、発電事業終了後に放置されると、腐朽、破損等により、自然風景に大きな影響を与える可能性が他の工作物に比べ極めて高い。このため、発電事業終了後の撤去及びその跡地の整理に

ついて措置命令を行うものとする。

なお、上記の運用に当たっては、「国立・国定公園内における風力発電施設設置あり方に関する 基本的考え方」(平成16年2月環境省自然環境局)3(4)工を参考とする。

2) 太陽光発電施設の新築、改築及び増築

法第33条第1項の届出を要する規模の太陽光発電施設は、周辺の広範な地域から極めて望見されやすいため、自然風景に大きな影響を与える場合がある。

このため、次の全てに適合するかどうかについて審査し、風景を保護するために必要があると 認められる場合は、措置命令等を行うものとする。

- ① 以下の規定によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、届出に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することが困難と認められるものについてはこの限りではない。
 - ・当該太陽光発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
 - ・当該太陽光発電施設が山稜線を分断する等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
- ② 当該太陽光発電施設の色彩及び形態がその周辺の風景と著しく不調和でないこと。
- ③ 当該太陽光発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該太陽光発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- ④ 当該太陽光発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
- ⑤ 野生動植物の生息又は生育上その他の風景の保護上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ⑥ 当該太陽光発電施設の新築、改築及び増築による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。
- ⑦ 植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。)内において行われるものでないこと。
 - (1) 風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域
 - (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
 - (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域
 - (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

また、法第33条第1項の届出を要する規模の太陽光発電施設は、発電事業終了後に放置される と、腐朽、破損等により、自然風景に大きな影響を与える可能性が他の工作物に比べ極めて高い。 このため、発電事業終了後の撤去及びその跡地の整理について措置命令を行うものとする。

なお、上記の運用に当たっては、「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり 方に関する基本的な考え方」(平成27年2月環境省自然環境局)4を参考とする。

3) 水面の埋立て又は干拓

水面の埋立て又は干拓(以下「埋立て等」という。)は、海岸部における自然風景の根幹である

海岸線を改変する行為であり、自然風景に大きな影響を与える場合がある。

このため、次の全てに適合するかどうかについて審査し、風景を保護するために必要があると 認められる場合は、措置命令等を行うものとする。

- ① 次に掲げる場所のいずれかにおいて行われるものでないこと。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、届出に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することが困難であると認められるものについてはこの限りでない。
 - イ リアス式海岸、砂浜等の優れた風景を有する自然海岸の地先水面
 - ロ 藻場、干潟、浅海等の優れた風景を有する水面
 - ハ イ、ロのほか、主要な展望地から見て、埋立て等により風景の保護上著しい支障が及ぼされると見込まれる水面
- ② 埋立て等の規模及び形状が適切であると認められるものであること。
- ③ 埋立地又は干拓地において修景等が適切に行われる計画であること。
- ④ 埋立て等の工事に伴う汚濁が周辺水域へ拡散しない工法がとられていること。
- ⑤ 廃棄物の埋立てによるものではないこと。

4) 露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取

普通地域内において露天掘りにより行われる大規模な鉱物の掘採又は土石の採取は、風景の根幹である地形の改変を伴うことが多く、自然風景に大きな影響を与える場合がある。

このため、眺望の対象に著しい支障を及ぼすかどうか、及び跡地の整理を適切に行うこととされているかどうかについて審査し、山稜線の著しい改変を伴う場合など風景を保護するために必要があると認められる場合は、措置命令等を行うものとする。ただし、次のいずれかに適合する場合については、この限りでない。

- ① 法第33条第1項又は条例第24条第1項の規定による届出をして、現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの(②から④までの規定の適用を受けるものを除く。)にあっては、自然的、社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限であり、かつ、跡地の整理を適切に行うこととされていると認められるものであること。
- ② 河川にたい積した砂利を採取するものであって採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあっては、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。
- ③ 既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあっては、露天掘りでない方法によることが著しく困難であると認められるものであること。
- ④ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、届出申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することが困難であると認められるものであること。

5) 土地の形状変更

土地の形状変更のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物の最終処分場にあっては、廃棄物を埋立てることに加え、大規模な土地の形状変更を伴うことが多く、自然風景に大きな影響を与える場合がある。

このため、次のいずれかに適合する場合を除き、措置命令等を行うものとする。

- ① 既に土石の採取等により地形が改変された土地において最終処分場を設置する場合であって、 遮水シート等の工作物の設置がないとともに、処分場の設置により新たに風景へ影響を与える ことがなく、処分場設置時及び処分後に行われる修景等の措置により、公園の風景の保護上、 従前より好ましい状態を生ずることとなる場合は、その設置の可否を判断するものとする。
- ② 当該公園区域内で生ずる廃棄物を処理することが主たる目的の施設であって、当該普通地域外において設置することが、自然的、社会的その他の観点から見て著しく不合理な場合は、その設置について検討するものとする。

附則

この処理基準は、平成13年6月22日から施行する。

附則

この処理基準は、平成15年5月22日から施行する。

附則

この処理基準は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この処理基準は、平成29年3月28日から施行する。

附則

この処分基準は、令和5年7月19日から施行する。